

大和市告示第216号

大和市ファミリーサポートセンター事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年10月25日

大和市長 大 木 哲

大和市ファミリーサポートセンター事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市ファミリーサポートセンター事業実施要綱（平成23年大和市告示第62号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「児童等の」を削り、同項第2号中「3か月」を「0日」に、「小学校4年生から6年生にあつては、子に障害があることにより援助を必要とし、かつ、当該援助ができる支援会員がいる場合に限る」を「支援会員による適切な援助ができない程度の障がいがある乳児、幼児又は児童を除く」に改め、「（病児又は病後児（大和市病児保育事業実施要綱（平成25年大和市告示第50号）第2条に規定する対象児童に該当する児童（小学校3年生までの児童であり、かつ、当該児童の援助ができる支援会員がいる場合に限る。）をいう。以下「病児等」という。）の保護者等を含む。）」を削る。

第4条第1項中「または」を「又は」に改める。

第8条第1項第1号ク中「病児等」を「病児又は病後児（大和市病児保育事業実施要綱（平成25年大和市告示第50号）第2条に規定する対象児童に限る。以下「病児等」という。）」に改める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。